

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（定置網）
発生日時	平成27年8月9日 10時20分ごろ
発生場所	千葉県富津市浜 ^{はま} 金谷 ^{かなや} 港南西方沖 金谷港第1防波堤灯台から真方位240° 1,500m付近 (概位 北緯35°09.5′ 東経139°48.3′)
事故の概要	プレジャーボートシーガル12は、南東進中、定置網のワイヤロープに乗り揚げた。 シーガル12は、ドライブユニットの脱落等を生じ、また、定置網には、ワイヤロープに損傷が生じた。
事故調査の経過	平成27年8月11日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート シーガル12、5トン未満（長さ7.59m）
船舶番号、船舶所有者等	235-40897東京、株式会社江戸川造船所
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 ドライブユニットの脱落、機関の濡損 定置網 箱網ワイヤロープの被膜に剝離
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 4 海象：波向 北北西、波高 約0.5m
事故の経過	本船は、東京都江戸川区所在のマリーナから出航し、千葉県鋸 ^{きよなん} 南町の保田漁港 ^{ほた} へ向かったが、浜金谷港南西方沖を航行中、定置網に乗り揚げた。 船長は、本事故後、周囲の海面上に黄色の浮子が多数設置されていることに気付いた。
分析	本船は、船長が、見張りを適切に行っていなかったことから、定置網の浮子に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、見張りを適切に行っていなかったため、本船が定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に水路調査を行い、定置網設置海域を確認しておくこと。 ・常に船位を確認し、定置網設置海域に接近しないよう、注意して航行すること。